

日本政策金融公庫教育ローン

ご利用いただけ る方	以下のすべての条件を満たす個人のお客さま																					
	<ul style="list-style-type: none"> ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、次の①または②の方 <p>①世帯の年間収入（所得）が、次表の金額以内の方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>子供の人数（注）</th><th>給与所得者（事業所得者）</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人又は1人</td><td>790万円（600万円）</td></tr> <tr><td>2人</td><td>890万円（690万円）</td></tr> <tr><td>3人</td><td>990万円（790万円）</td></tr> <tr><td>4人</td><td>1,090万円（890万円）</td></tr> <tr><td>5人</td><td>1,190万円（990万円）</td></tr> <tr><td>6人</td><td>1,290万円（1,090万円）</td></tr> <tr><td>7人</td><td>1,390万円（1,190万円）</td></tr> <tr><td>8人</td><td>1,490万円（1,290万円）</td></tr> <tr><td>9人</td><td>1,590万円（1,390万円）</td></tr> <tr><td>10人以上</td><td>「9人」の金額に、10人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額</td></tr> </tbody> </table> <p>（注）※「子供の人数」とは、お申し込みいただく方が扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。</p> <p>②世帯の年間収入が990万円（所得790万円）以内であって、次の特例要件のいずれかに該当する方</p> <p>【特例要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 勤続（営業）年数が3年未満 居住年数が1年未満 返済負担率（借入金年間返済額／年収）が30%超 <p>※世帯の年間収入（所得）には、世帯主のほか、配偶者等の収入（所得）も含まれます。</p> <p>※今年の世帯の年間収入（所得）が上記の金額以内となる見込みのある方は、ご利用いただける場合があります。</p> <p>※学生ご本人または他のご親族でもご利用いただける場合があります。</p> <p>※独立行政法人日本学生支援機構の奨学金と重複してご利用いただけます。</p> <p>【ご融資の対象となる学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含みます）、短期大学 高等学校、高等専門学校 専修学校、各種学校、予備校、経理学校、デザイン学校など 特別支援学校の高等部 外国の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院など (修業年限がおおむね3ヶ月以上) その他職業能力開発校などの教育施設 <p>※学校によっては一定の要件を満たす必要があります。</p>	子供の人数（注）	給与所得者（事業所得者）	0人又は1人	790万円（600万円）	2人	890万円（690万円）	3人	990万円（790万円）	4人	1,090万円（890万円）	5人	1,190万円（990万円）	6人	1,290万円（1,090万円）	7人	1,390万円（1,190万円）	8人	1,490万円（1,290万円）	9人	1,590万円（1,390万円）	10人以上
子供の人数（注）	給与所得者（事業所得者）																					
0人又は1人	790万円（600万円）																					
2人	890万円（690万円）																					
3人	990万円（790万円）																					
4人	1,090万円（890万円）																					
5人	1,190万円（990万円）																					
6人	1,290万円（1,090万円）																					
7人	1,390万円（1,190万円）																					
8人	1,490万円（1,290万円）																					
9人	1,590万円（1,390万円）																					
10人以上	「9人」の金額に、10人目以降の子供の人数1人あたり100万円ずつ加算した金額																					
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> 学校納付金（入学金、授業料、施設設備費など） 受験にかかった費用（受験料、受験時の交通費・宿泊費など） 住居にかかる費用（アパート・マンションの敷金・家賃など） 教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用、修学旅行費用、学生の国民年金保険料など <p>※今後1年間に必要となる費用が対象となります。</p> <p>※入学資金については入学される月の翌月末までのお取扱いとなります。</p>																					

お借入金額	学生・生徒お一人につき 350 万円以内 ※海外留学資金（外国の短大、大学、大学院に 1 年以上留学する資金）として利用する場合は、お借入金額が 450 万円以内となります。																
お借入期間	18 年以内 ※在学期間以内で元金のご返済を据え置くことができます。なお、据置期間はご返済期間に含まれます																
お借入金利	・固定金利 ※お借入金利は、金融情勢等によって変動します。 ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。 ※現在のお借入金利については、窓口または日本政策金融公庫ホームページでご確認ください。																
ご返済方法	・元利均等毎月返済とし、ボーナス併用（お借入金額の 50%以内）もご利用いただけます。 ・毎月約定ご返済日（休業日の場合は翌営業日）に、元金および利息をお支払いいただきます。 ※在学期間に限り元金のご返済を据え置くことができます。元金据置期間中は、毎月返済日に利息のみお支払いいただきます。																
担保・保証人	（財）教育資金融資保証基金の保証または連帯保証人が必要となります。																
保証料	・お借り入れ時にお借入期間全期間分を一括でお借入金から控除させていただきます。 【例：お借入金額 100 万円の場合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご返済期間</th> <th>元金据置期間なし</th> <th>元金据置期間 2 年</th> <th>元金据置期間 4 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 年</td> <td>15,572 円</td> <td>18,686 円</td> <td>21,800 円</td> </tr> <tr> <td>10 年</td> <td>30,795 円</td> <td>36,954 円</td> <td>43,113 円</td> </tr> <tr> <td>15 年</td> <td>46,167 円</td> <td>55,400 円</td> <td>64,633 円</td> </tr> </tbody> </table> ※交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、多子家庭の方は、上記表の 2 分の 1 の金額となります。 ※24 カ月以上の元金据置の場合、保証料が増額されます。 ※連帯保証人による保証の場合は、保証料は不要です。	ご返済期間	元金据置期間なし	元金据置期間 2 年	元金据置期間 4 年	5 年	15,572 円	18,686 円	21,800 円	10 年	30,795 円	36,954 円	43,113 円	15 年	46,167 円	55,400 円	64,633 円
ご返済期間	元金据置期間なし	元金据置期間 2 年	元金据置期間 4 年														
5 年	15,572 円	18,686 円	21,800 円														
10 年	30,795 円	36,954 円	43,113 円														
15 年	46,167 円	55,400 円	64,633 円														
遅延損害金	ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 (1 年 365 日とする日割り計算)																
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9 時～17 時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会におい																

	て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ご本人であることを確認できる資料 所得を確認できる資料(いずれか1通) <ul style="list-style-type: none"> ○源泉徴収票(社印があるもの) ○確定申告書控 お子さまとの続柄を確認できる資料(いずれか1通) <ul style="list-style-type: none"> ○世帯全員(続柄を含む)が記載された住民票の写し(原本) ○住民票記載事項証明書(本籍地の記載は不要) 次のお支払いを口座振替している預金通帳(最近6カ月分以上) <ul style="list-style-type: none"> ○住宅ローンまたは家賃 ○公共料金(電気・ガス・水道・電話など2種類以上が確認できるもの) ※コンビニエンスストア等でお支払いされている場合は領収書(最近6カ月分以上) お使いみちおよび在学が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ○授業料納付通知書 ○在学証明書 ○学生証など ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑) <p>※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。</p>